

旅客営業規則 第 27 条 通学定期券の発売【新旧対照表】
【2024年3月1日から適用】

改 正（案）	現 行
〔通学定期券の発売〕 第 27 条 (現行どおり) 2 通学証明書の様式は、次のとおりとする。 様式① No. 通 学 証 明 書 学 校 種 別 又は指定番号 区 分 通学者の氏名・ 年齢及び性別 通学者の居住地 部 科 及 び 学 年 証 明 書 番 号 通 学 区 間 通学定期乗車券の有効期間 ※通学定期乗車券の使用開始日 通 学 証 明 書 の 有 効 期 限 証 明 1 この証明書の有効期間は、発行の日から上記の期限まで（1 箇月間）です。 2 この証明書のうち章印の欄以外の記入事項は、発行者が記入（性別は、該当のものを○で囲む。）してください。 3 この証明書のうち章印の欄は、通学者が記入してください。 4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、章印欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職印のないものは使用できません。 下欄には、記入しないでください。 (西暦) 年 月 日まで (発行月日) (基本運賃) (乗車運賃) (乗車券番号) (発行年月日) (西暦) (乗額運賃) 証明書に記入された個人情報、市営内容並びに割引定期券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。 (裏無地) 様式② No. 通 学 証 明 書 学 校 種 別 又は指定番号 区 分 通学者の氏名・ 年齢及び性別 通学者の居住地 部 科 及 び 学 年 証 明 書 番 号 通 学 区 間 通学定期乗車券の有効期間 ※通学定期乗車券の使用開始日 通 学 証 明 書 の 有 効 期 限 証 明 1 この証明書の有効期間は、発行の日から上記の期限まで（1 箇月間）です。 2 この証明書のうち章印の欄以外の記入事項は、発行者が記入（性別は、該当のものを○で囲む。）してください。 3 この証明書のうち章印の欄は、通学者が記入してください。 4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、章印欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職印のないものは使用できません。 下欄には、記入しないでください。 (西暦) 年 月 日まで (発行月日) (基本運賃) (乗車運賃) (乗車券番号) (発行年月日) (西暦) (乗額運賃) 証明書に記入された個人情報、市営内容並びに割引定期券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。 (裏無地)	〔通学定期券の発売〕 第 27 条 (省 略) 2 通学証明書の様式は、次のとおりとする。 様式③ No. 通 学 証 明 書 学 校 種 別 又は指定番号 区 分 通学者の氏名・ 年齢及び性別 通学者の居住地 部 科 及 び 学 年 証 明 書 番 号 通 学 区 間 通学定期乗車券の有効期間 ※通学定期乗車券の使用開始日 通 学 証 明 書 の 有 効 期 限 証 明 1 この証明書の有効期間は、発行の日から上記の期限まで（1 箇月間）です。 2 この証明書のうち章印の欄以外の記入事項は、発行者が記入（性別は、該当のものを○で囲む。）してください。 3 この証明書のうち章印の欄は、通学者が記入してください。 4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、章印欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職印のないものは使用できません。 下欄には、記入しないでください。 (西暦) 年 月 日まで (発行月日) (基本運賃) (乗車運賃) (乗車券番号) (発行年月日) (西暦) (乗額運賃) 証明書に記入された個人情報、市営内容並びに割引定期券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。 (裏無地) 様式③ No. 通 学 証 明 書 学 校 種 別 又は指定番号 区 分 通学者の氏名・ 年齢及び性別 通学者の居住地 部 科 及 び 学 年 証 明 書 番 号 通 学 区 間 通学定期乗車券の有効期間 ※通学定期乗車券の使用開始日 通 学 証 明 書 の 有 効 期 限 証 明 1 この証明書の有効期間は、発行の日から上記の期限まで（1 箇月間）です。 2 この証明書のうち章印の欄以外の記入事項は、発行者が記入（性別は、該当のものを○で囲む。）してください。 3 この証明書のうち章印の欄は、通学者が記入してください。 4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、章印欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職印のないものは使用できません。 下欄には、記入しないでください。 (西暦) 年 月 日まで (発行月日) (基本運賃) (乗車運賃) (乗車券番号) (発行年月日) (西暦) (乗額運賃) 証明書に記入された個人情報、市営内容並びに割引定期券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。 (省 略)
3	3

※下線部が改正箇所。